

証券コード 1730
2022年6月3日

株 主 各 位

神奈川県川崎市中原区荻宿36番1号
麻生フォームクリート株式会社
代表取締役社長 花岡 浩一

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）営業時間終了時（午後5時）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
（当日は、午前9時より受付を開始いたします。）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番地1
新横浜フジビューホテル（東館2階 芙蓉の間）
3. 目的事項
報告事項 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類について修正や株主総会の開催場所等について変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asofoam.co.jp/>）に掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策などにより景気は持ち直しの傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見通せず、経済活動や社会活動への規制の発令・解除の繰り返しや、また米国の金融政策の転換の影響による円安の進行やロシアのウクライナ侵攻による原油価格等の高騰などで消費者物価が上昇し、景気は不透明な状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、公共投資は高水準にあるものの、公共工事投資は、東日本大震災の復興事業などがピークを過ぎ大型工事の発注が端境期を迎えたことで反動減となり、前事業年度に比べ減少し、民間工事は、景気の回復傾向に伴い設備投資を拡大する動きが一部に見られましたが、受注競争の激化に加え、労務単価の高止まりや建設資材価格の上昇などにより、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の下、当社は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に最大限努めながら、気泡コンクリート工事と地盤改良工事の営業活動及び施工それぞれの一体化を一層推進し、営業と施工の効率化に注力し、受注量の獲得と収益性の改善に取り組んでまいりました。

その結果、受注高が4,134百万円（前事業年度比1.1%増）と微増になりましたが、当事業年度内に施工を見込んでいた大型工事の直前の工法変更による失注や想定していた工事の受注時期の遅れ、また一部大型工事の施工時期の大幅なずれ込み、加えて前事業年度からの繰越工事も少なかったことなどにより、売上高は3,594百万円（前事業年度比22.3%減）となりました。

各段階の損益につきましては、コストの低減に努めましたが、前事業年度に比べ完成工事高が大幅に減少したことや、一部工事において施工効率の悪化による工事原価率の上昇が発生したこともあり、完成工事総利益率が16.5%（前事業年度は19.1%）と低下したことなどで一般管理費を吸収できず、営業損失△73百万円（前事業年度は営業利益215百万円）、経常損失△65百万円（前事業年度は経常利益223百万円）、法人税等調整額を△15百万円計上したことにより当期純損失△52百万円（前事業年度は当期純利益153百万円）となりました。

主要な工事の状況は次のとおりであります。

(気泡コンクリート工事)

受注高は、軽量盛土工事において当初見込んでいた大型工事が施工環境の変化で工法変更となり失注し、また想定していた工事の発注遅れなどがありましたが、新たな大型工事を受

注したことで軽量盛土工事の受注高は1,680百万円（前事業年度比10.4%増）、管路中詰工事の受注高も790百万円（前事業年度比22.1%増）と増加しましたが、空洞充填工事の受注高が555百万円（前事業年度比43.6%減）と減少したことから、気泡コンクリート工事全体の受注高は3,025百万円（前事業年度比4.0%減）となりました。

完成工事高につきましては、軽量盛土工事の完成工事高が、当事業年度内に施工を見込んでいた一部大型工事の工法変更による失注や施工時期のずれ込み、また前事業年度からの繰越工事も少なかったことなどにより1,204百万円（前事業年度比35.6%減）、空洞充填工事の完成工事高も受注高の減少から595百万円（前事業年度比31.5%減）と減少し、管路中詰工事の完成工事高が745百万円（前事業年度比7.7%増）と増加しましたが、気泡コンクリート工事全体の完成工事高は2,544百万円（前事業年度比25.8%減）と大幅に減少いたしました。

（地盤改良工事）

価格競争が激しく見込んでいた大型工事の失注がありましたが、建築分野の官公庁工事の受注が増加したことから、受注高は1,111百万円（前事業年度比23.8%増）となりました。

完成工事高につきましては、受注高は増加しましたが、受注している一部大型工事の施工時期が翌事業年度にずれ込んだことや前事業年度からの繰越工事が少なかったことから、完成工事高は1,005百万円（前事業年度比0.6%減）となりました。

なお、当期配当につきましては、今後の事業展開での資金需要を勘案し、誠に遺憾ではございますが見送らせていただきたいと思います。

（単位：千円）

工 事 別	前事業年度繰越 工 事 高	当事業年度受注 工 事 高	当事業年度完成 工 事 高	翌事業年度繰越 工 事 高
気泡コンクリート工事	445,883	3,025,265	2,544,671	926,478
地 盤 改 良 工 事	156,821	1,111,866	1,005,279	263,408
そ の 他 工 事	20,595	△2,820	17,775	—
合 計	623,300	4,134,312	3,567,726	1,189,886

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、100,463千円であり、このうち主なものは、機械装置の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び借入金によりまかない、増資等による資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2019年3月期 第58期	2020年3月期 第59期	2021年3月期 第60期	2022年3月期 第61期(当期)
売 上 高	4,282,536	4,030,373	4,623,870	3,594,613
経常利益又は経常損失(△)	49,457	69,851	223,262	△65,856
当期純利益又は当期純損失(△)	30,069	39,813	153,618	△52,066
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	8円81銭	11円66銭	45円00銭	△15円25銭
総 資 産	3,721,812	3,413,371	3,546,922	3,300,862
純 資 産	1,337,443	1,354,541	1,496,008	1,411,449

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均発行済株式数は、自己株式数を除いて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の適用に伴い、当期の数値については当該会計基準等を適用しております。

(5) 対処すべき課題

建設業界におきましては、東日本大震災の復興事業が一段落しオリンピック需要も終わりましたが、昨今の局部地震、台風や豪雨による甚大な災害発生により対策が求められ、国による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」への大型予算の投入が実施されます。また建設投資の維持・補修への質的変化も予想されております。

当社の発展には、社会の環境変化によって求められる建設投資ニーズにいかに対応できるかが重要であり、また建設業界に求められている生産性向上のためのICT等を活用する「i-Construction」の推進に対応するためにも、当社は技術開発活動を一層強化し、「いいもの」を提供し続ける技術の深化、技術革新の実現に取組み、市場創造をはかってまいります。

また、当社の成長のためには、営業力と施工力の強化が必要であり、採用活動による担い手の確保を含め、引き続き気泡コンクリート工事と地盤改良工事の営業の一体化及び施工の一体化、多能工化に取組むとともに、環境対策製品として気泡コンクリート工事の市場拡大に取組み、加えて市場規模が大きい地盤改良工事につきましては、人員増と教育の強化、設

備投資の実施をはかり、また中長期的には外部からの経営資源の獲得も視野に、気泡コンクリート工事と収益の二本柱としての確立を目指してまいります。

なお、依然として新型コロナウイルス感染症の感染収束が見通せず、感染状況によっては建設業界にも影響が懸念されますが、当社としましては、引き続き感染予防に最大限の注意を払ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-3)第4855号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

(7) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名	称	所	在	地
本	社	神	奈	川
東	支	神	奈	川
大	支	大	阪	府
福	支	福	岡	県
東	営	東	京	都
札	営	北	海	道
東	営	宮	城	県

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

区	分	従	業	員	数	(名)	前	事	業	年	度	末	比	増	減	(名)	平	均	年	齢	(歳)	平	均	勤	続	年	数	(年)
男	性				100									4						45.5							13.3	
女	性				6									—						49.5							11.7	
合	計	又	は	平	均									4						45.6							13.2	

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社麻生で、同社は当社の株式を1,420千株（議決権比率41.6%）保有いたしております。他に同社は当社の株式を700千株（議決権比率20.5%）間接保有いたしております。

同社は、医療関連事業、環境関連事業、建築資材製造販売、不動産事業を主な事業内容としており、当社との営業取引はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	254,203千円
三井住友信託銀行株式会社	223,500千円
株式会社りそな銀行	89,290千円
株式会社みずほ銀行	65,000千円
株式会社福岡銀行	35,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,080,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,413,768株（自己株式6,232株を除く。）
 (3) 株主数 1,306名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 麻 生	1,420,000株	41.59%
株 式 会 社 麻 生 地 所	400,000	11.71
麻 生 商 事 株 式 会 社	300,000	8.78
宗 教 法 人 萬 福 寺	232,300	6.80
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	60,000	1.75
株 式 会 社 福 岡 銀 行	60,000	1.75
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	60,000	1.75
麻 生 興 産 株 式 会 社	40,000	1.17
麻 生 泰	40,000	1.17
麻 生 フ ォ ー ム ク リ ー ト 従 業 員 持 株 会	36,700	1.07

(注) 持株比率は自己株式（6,232株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	花 岡 浩 一	
常 務 取 締 役	長谷川 隆 敏	東京支店・大阪支店・福岡支店・ 事業推進部担当
取 締 役	井 上 喜 博	人事総務部長財務経理部担当
取 締 役	杉 山 嘉 則	技術委員会委員長 株式会社麻生取締役 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長 株式会社エーエヌホールディングス取締役 麻生セメント株式会社取締役
取 締 役	村 関 不 三 夫	株式会社高齢社代表取締役社長
取 締 役	朝 倉 俊 弘	特定非営利活動法人トンネル工学研究会理事長
常 勤 監 査 役	阿 部 新 太 郎	
監 査 役	沼 田 紳 介	菅野カウンセリング研究所所長
監 査 役	大 瀆 理	株式会社麻生執行役員経理財務本部長 Perseus Holdings株式会社代表取締役 南日本メディカルビルディング株式会社代表取締 役
監 査 役	大 木 章 史	ひなた総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役村関不三夫、朝倉俊弘の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役沼田紳介、大木章史の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役村関不三夫、朝倉俊弘及び監査役沼田紳介、大木章史の4氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 監査役沼田紳介氏は、長年にわたる管理業務の経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大瀆理氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役大木章史氏は、ひなた総合法律事務所に所属する弁護士であり、法律分野での専門的な見識を有するものであります。
7. 2021年6月25日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、福原章介氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役村関不三夫、取締役朝倉俊弘、監査役阿部新太郎、監査役沼田紳介、監査役大瀆理及び監査役大木章史の6氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締

結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、訴訟費用及び求償権保全等のための協力費用が填補されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	39,513 (5,400)	33,788 (5,400)	5,725 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,401 (3,600)	13,112 (3,600)	1,289 (—)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1999年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額100,000千円以内（これには、使用人兼務役員の使用人分給与は含みません）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 取締役1名及び監査役1名は無報酬となっております。
5. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。なお、業績連動報酬及び非金銭報酬はございません。
6. 取締役の基本報酬の決定方針につきましては定めておりませんが、2021年6月25日開催の取締役会において、代表取締役社長花岡浩一氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。代表取締役社長は、報酬に関する当社内規に基づき、各取締役の職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案し、具体的な金額については社外役員の意見を徴したうえで決定しております。代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績に俯瞰視点を持ち各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役村関不三夫氏は、株式会社高齢社の代表取締役を兼職しております。当社は同社との間には、特別な利害関係はありません。

取締役朝倉俊弘氏は、特定非営利活動法人トンネル工学研究会の理事長を兼職しております。当社は同研究会との間には、特別な利害関係はありません。

監査役沼田紳介氏は、菅野カウンセリング研究所の所長を兼職しております。当社は同研究所との間には、特別な利害関係はありません。

監査役大木章史氏は、ひなた総合法律事務所所属の弁護士を兼職しております。当社は同事務所との間には、特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	当事業年度における主な活動状況
取 締 役	村 関 不三夫	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、経営経験と幅広い見地から、議案・審議等につき必要な質問・発言を適宜行っております。
取 締 役	朝 倉 俊 弘	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、長年にわたる技術研究経験と幅広い見地から、議案・審議等につき必要な質問・発言を適宜行っております。
監 査 役	沼 田 紳 介	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回全てに出席し、長年にわたる経理業務経験や臨床心理士としての専門的見地から、必要な質問・発言を適宜行っております。
監 査 役	大 木 章 史	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が支払うべき報酬の額	16,000千円

- (注)1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外の業務に基づく報酬はありません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化をはかり、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定並びに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。
 - ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンス研修等を継続的に実施することによりコンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。
 - ・取締役会の任意の委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に係る評価及び決定プロセスの透明性並びに客観性を高める。
 - ・内部監査部門は、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存し管理する。
 - ・情報の不正使用及び漏洩の防止をはかるための情報セキュリティ体制を構築する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・業務執行に係るリスクについて、社内諸規程に基づき常時それぞれの部門においてリスク管理を行い、統制すべきリスクごとに責任部署を明確にして効率的な統制活動を行う。
 - ・重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応やその速やかな収拾に向けた活動を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
 - ・取締役及び社長指名を受けた者をメンバーとする経営会議を原則毎月開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の円滑適正な運営をはかる。
 - ・職務分掌規程及び職務権限規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。

- (5) 当社並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、株式会社麻生を頂点とする「麻生グループ」に属しており、親会社である株式会社麻生より取締役又は監査役の派遣を受ける。
 - ・ 麻生グループは、グループ行動基準を制定し、株式会社麻生のグループ経営委員会の中にグループリスクマネジメント委員会を設置しており、コンプライアンス上の問題についてグループ全体の相談窓口を設置している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役は、必要に応じて、監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができることとし、当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
 - ・ 監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動等の人事権に関する事項については監査役の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は職務の執行に関する不正行為又は法令・定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・ 監査役は、取締役会のほか重要事項を審議する会議に出席するとともに、必要に応じて業務に関し取締役及び使用人に説明を求めるものとする。
 - ・ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。
 - ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
 - ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士等外部専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 当社は、企業行動規範を定め、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財

務報告の信頼性と適正性を確保する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①リスク管理体制について

受注先の与信管理及び工事施工に係るリスク回避のため、リスク会議を都度開催しております。

②取締役の職務執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を13回開催しております。

③内部監査体制について

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社事業部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を内部監査報告書として代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

④監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名の構成で、当事業年度においては12回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は取締役会及び重要な経営会議への出席や、監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、内部監査部門と連携し主要な事業所への往査等を行っており、往査報告については監査役会にて報告され、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と適宜情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,626,208	流動負債	1,111,388
現金及び預金	730,184	支払手形	131,688
受取手形	21,685	電子記録債務	337,431
電子記録債権	239,418	工事未払金	263,545
完成工事未収入金	447,715	一年内返済予定の長期借入金	209,964
売掛金	275	リース債務	13,285
契約資産	83,043	未払金	110,226
未収消費税等	7,667	未払費用	4,250
未収還付法人税等	20,688	未払法人税等	3,336
未成工事支出金	930	未成工事受入金	11,464
原材料及び貯蔵品	52,009	賞与引当金	26,197
前払費用	18,219	固定負債	778,024
その他	4,369	長期借入金	457,029
固定資産	1,674,654	リース債務	35,446
有形固定資産	1,412,441	退職給付引当金	245,006
建物	42,759	役員退職慰労引当金	40,541
構築物	1,090	負債合計	1,889,412
機械及び装置	213,029	(純資産の部)	
車両運搬具	131	株主資本	1,410,733
工具、器具及び備品	12,813	資本剰余金	209,200
土地	1,100,858	資本準備金	180,400
リース資産	35,311	利益剰余金	1,022,686
建設仮勘定	6,446	利益準備金	24,050
無形固定資産	10,113	その他利益剰余金	998,636
ソフトウェア	4,269	別途積立金	885,000
ソフトウェア仮勘定	2,877	固定資産圧縮積立金	591
商標権	616	繰越利益剰余金	113,044
電話加入権	2,350	自己株式	△1,553
投資その他の資産	252,098	評価・換算差額等	716
投資有価証券	24,925	その他有価証券評価差額金	716
関係会社出資金	36,668	純資産合計	1,411,449
破産更生債権等	4,553	負債・純資産合計	3,300,862
長期前払費用	2,646		
繰延税金資産	106,403		
敷金及び保証金	13,364		
ゴルフ会員権	83,505		
貸倒引当金	△19,968		
資産合計	3,300,862		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	3,567,726	
完 成 工 事 高	26,887	3,594,613
商 品 売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	2,977,502	
商 品 売 上 原 価	14,058	2,991,560
売 上 総 利 益	590,224	
完 成 工 事 総 利 益	12,828	603,053
商 品 売 上 総 利 益		676,331
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		△73,278
营 業 損 失 (△)		
营 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	6,207	
受 取 技 術 料	8,361	
受 取 手 数 料	303	
為 替 差 益	544	
雑 収 入	671	16,088
营 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,357	
支 払 技 術 料	906	
雑 支 出	1,402	8,666
経 常 損 失 (△)		△65,856
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△65,856
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,141	
法 人 税 等 調 整 額	△15,930	△13,789
当 期 純 損 失 (△)		△52,066

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	209,200	180,400	180,400
当期変動額			
剰余金の配当			
固定資産圧縮積立金取崩			
当期純損失			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当期末残高	209,200	180,400	180,400

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	24,050	885,000	697	199,143	1,108,890	△1,553	1,496,937
当期変動額							
剰余金の配当				△34,137	△34,137		△34,137
固定資産圧縮積立金取崩			△105	105			
当期純損失				△52,066	△52,066		△52,066
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△105	△86,098	△86,204	—	△86,204
当期末残高	24,050	885,000	591	113,044	1,022,686	△1,553	1,410,733

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△929	△929	1,496,008
当期変動額			
剰余金の配当			△34,137
固定資産圧縮積立金取崩			—
当期純損失			△52,066
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,646	1,646	1,646
当期変動額合計	1,646	1,646	△84,558
当期末残高	716	716	1,411,449

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………8～38年

機械装置及び車両運搬具……………4～9年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

工事損失引当金……………受注案件にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備え、その損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を簡便法により計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は気泡コンクリート工事、地盤改良工事を主な事業としております。当該事業について、工事の施工につれて顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する

会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金」と「契約資産」に区分掲記しております。

4. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における工事原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における

完成工事高 2,804,645千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定されます。工事原価総額の見積りは、個別の工事ごとに作成される実行予算書を基礎としております。

② 主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴うものであります。また、工事は一般に長期にわたることから、施工途中での設計変更や工事の手直し、天候不順等による工期の延長、材料費や労務費等の変動が生じる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による工事の長期の中断などが生じた場合には、主要な仮定に影響を及ぼしますが、現状では影響は軽微であると判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

②主要な仮定に記載した工事原価総額等の見積りは、工事の進捗に伴い見直しが行われることにより、完成工事高及び完成工事原価に影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	24,157千円
土	地	1,100,858千円
計		1,125,016千円

② 上記の担保資産に対する債務

長期借入金(一年内返済予定額を含む)	354,203千円
計	354,203千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,160,412千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	5,271千円
-----------------	---------

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	3,420,000	—	—	3,420,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,232	—	—	6,232

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	34,137	10	2021年3月31日	2021年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	19,983千円
貸倒引当金	5,998千円
賞与引当金	7,869千円
退職給付引当金	73,600千円
役員退職慰労引当金	12,178千円
その他	24,651千円
繰延税金資産小計	144,281千円
評価性引当額	△37,237千円
繰延税金資産合計	107,043千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	253千円
未収事業税	78千円
その他有価証券評価差額金	307千円
繰延税金負債 合計	640千円
繰延税金資産の純額	106,403千円

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び工事未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金・受取手形・電子記録債権・完成工事未収入金・支払手形・電子記録債務・工事未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差 額
長期借入金	(666,993)	(666,766)	△226

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

11. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	36,668千円
持分法を適用した場合の投資の金額	210,326千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	8,892千円

12. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	広東冠生 土木工事 技術有限 公司	出資割合 25.0	3名	技術協力	配当金の 受取	5,271	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 市場価格を勘案して、その都度価格交渉のうえ、決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
			役員の兼任等	事業上の関係					
親会社の子会社	麻生商事 株式会社	被所有 直接 8.7	なし	工事請負	工事請負	20,600	電子記録債権	1,023	
								完成工事未収入金	2,970
				工事用資機材等の購入	工事用資機材等の購入	110,063	電子記録債務	35,796	
							工事未払金	4,180	
親会社の子会社	麻生セメント 株式会社	なし	なし	工事用材料等の購入	工事用材料等の購入	14,670	敷金及び保証金	5,222	
								工事未払金	7,325
親会社の子会社	日特建設 株式会社	なし	なし	工事請負	工 事 請 負	719,629	電子記録債権	88,980	
								完成工事未収入金	36,806

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案して、その都度価格交渉のうえ、決定しております。
13. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|---------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 413円46銭 |
| 1株当たり当期純損失(△) | △15円25銭 |
14. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

麻生フォームクリート株式会社
取締役会 御 中EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 義三
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋田 博之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、麻生フォームクリート株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

麻生フォームクリート株式会社 監査役会

常勤監査役	阿部 新太郎 ㊟
社外監査役	沼田 紳介 ㊟
監査役	大濱 理 ㊟
社外監査役	大木 章史 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。
つきましては、あらためて取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	はなおか こういち 花岡 浩一 (1960年4月9日)	1979年3月 当社入社 2000年4月 当社東京支店工事部長 2005年4月 当社技術開発部部長 2009年7月 当社執行役員技術開発部長 2010年4月 当社執行役員生産技術本部副本部長 2011年4月 当社執行役員生産技術部長 2012年4月 当社執行役員東京支店長 2012年6月 当社取締役東京支店長 2014年4月 当社取締役施工開発部長 2015年11月 当社取締役施工開発部長兼技術営業部長 2016年4月 当社常務取締役事業支援本部長 2017年4月 当社代表取締役社長(現任)	6,500株
2	はせがわ たかとし 長谷川 隆敏 (1959年8月5日)	1978年3月 当社入社 2001年4月 当社東京支店営業部長 2003年4月 当社東京支店長兼営業部長 2005年10月 当社営業本部部長東京支店営業部担当 2006年10月 当社東京支店名古屋営業所長 2009年10月 当社東京支店工事部長 2012年4月 当社執行役員大阪支店長兼総務部長 2014年4月 当社執行役員西日本事業本部副本部長 2016年6月 当社執行役員東日本事業本部長 2017年6月 当社取締役東日本事業本部長 2019年4月 当社取締役東京支店・事業推進部・安全環境品質部担当 2021年4月 当社取締役東京支店・大阪支店・福岡支店・事業推進部担当 2021年7月 当社常務取締役東京支店・大阪支店・福岡支店・事業推進部担当(現任)	3,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
3	いのうえ よしひろ 井上喜博 (1963年10月28日)	1987年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 1994年6月 X-ray Plus株式会社出向 1995年8月 九州ウィルソンラーニング株式会社出向 1997年7月 麻生セメント株式会社管理部人事グループマネージャー 2006年9月 麻生ラファージュセメント株式会社人事部長 2013年1月 麻生セメント株式会社人事部長 2015年10月 株式会社タカギ入社 人事部課長 2016年12月 当社入社 事業支援本部副本部長 2017年4月 当社人事総務部長 2018年6月 当社執行役員人事総務部長 2019年4月 当社人事総務部長 2019年6月 当社取締役人事総務部長財務経理部担当(現任)	100株
4	すぎやま よしのり 杉山嘉則 (1962年11月16日)	1988年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 2001年7月 株式会社麻生リニューアル技術事業部診断工事グループマネージャー 2004年2月 同社リニューアル技術事業部長 2006年7月 同社建設コンサルティング事業部長 2009年6月 当社取締役 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長 2009年7月 当社取締役生産技術本部長 2010年4月 当社取締役 2011年4月 当社取締役生産技術部担当 2011年6月 当社取締役生産技術担当 2012年4月 当社取締役技術委員会委員長(現任) 2012年6月 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長(現任) 2013年10月 株式会社エーエヌホールディングス取締役(現任) 2017年4月 株式会社麻生取締役(現任) 2021年7月 麻生セメント株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生取締役 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長 株式会社エーエヌホールディングス取締役 麻生セメント株式会社取締役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
5	むらぜき ふみお 村 関 不 三 夫 (1956年1月29日)	1979年4月 東京ガス株式会社入社 2010年4月 同社執行役員リビング企画部長 2013年4月 同社常務執行役員エネルギーソリューション本部営業統括 2015年4月 同社常務執行役員エネルギーソリューション本部長 2016年4月 同社常務執行役員兼東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長 2016年6月 同社取締役常務執行役員兼東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長 2018年4月 株式会社ガスター取締役会長 2020年6月 株式会社高齢社取締役 2021年4月 株式会社高齢社代表取締役社長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社高齢社代表取締役社長	一株
6	あさくら としひろ 朝 倉 俊 弘 (1951年6月29日)	1976年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 財団法人鉄道総合技術研究所地盤・防災研究室主任研究員 1995年7月 同研究所構造物技術開発事業部トンネル研究室長 1999年10月 京都大学大学院工学研究科資源工学専攻地殻開発工学講座資源高度利用工学分野助教授 2004年5月 同大学院工学研究科社会基盤工学専攻地殻工学講座ジオメカトロニクス(現計測評価工学)分野教授 2016年11月 特定非営利活動法人トンネル工学研究会理事長(現任) 2017年4月 京都大学名誉教授 2021年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 特定非営利活動法人トンネル工学研究会理事長	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
2. 麻生セメント株式会社は、2001年7月1日付で株式会社麻生に商号変更いたしました。そして、株式会社麻生は、2001年8月1日付でセメント部門を分社して麻生セメント株式会社を設立いたしました。その後、麻生セメント株式会社は、2004年11月1日付で麻生ラファージュセメント株式会社に商号変更し、また麻生ラファージュセメント株式会社は、2013年1月1日付で麻生セメント株式会社に商号変更して、現在に至っております。
3. 候補者杉山嘉則氏は、現在、当社の親会社である株式会社麻生及び当社の親会社である株式会社麻生の子会社の業務を執行しております。なお、当該会社における地位及び担当につきましては、「略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。
4. 村関不三夫氏及び朝倉俊弘氏は、社外取締役候補者であります。両氏の当社社外取締役就任期は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 村関不三夫氏は、大手ガス会社の役員経験者であり、その役員在任中に培ってきた見識と経験により、社外取締役として幅広い経営的視点からの助言及び業務執行の監督機能を期待し、社外取締役

- 候補者として選任をお願いするものであります。
6. 朝倉俊弘氏は、経営者の経験はありませんが、長期間にわたり土木分野の技術研究に携わっており、その幅広い技術的視点からの助言及び業務執行の監督機能を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
 7. 当社は、村関不三夫氏及び朝倉俊弘氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額になります。両氏が選任された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害、訴訟費用及び求償権保全等のための協力費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

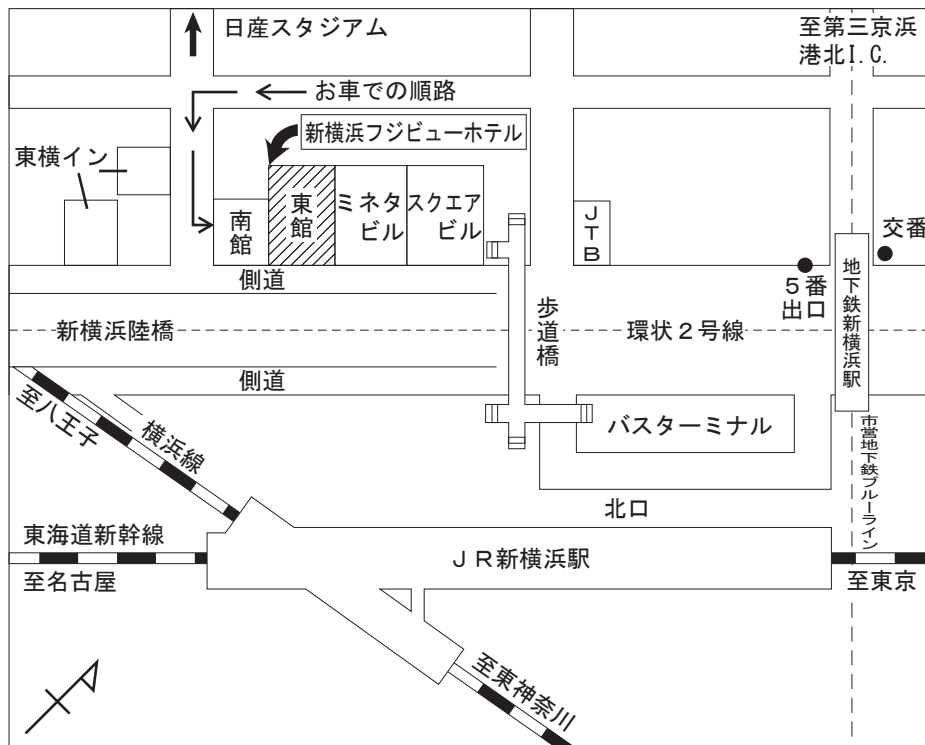
氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
こしはら まこと 腰原 誠 (1941年6月16日)	1972年4月 弁護士登録 1977年4月 腰原法律事務所開設 2005年4月 腰原・金久保法律事務所開設代表(現任)	一株

- (注) 1. 腰原誠氏が代表を務める腰原・金久保法律事務所と当社との間には法律顧問契約があります。なお、同氏個人との間には特別の利害関係はございません。
2. 腰原誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 腰原誠氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 当社は同氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害、訴訟費用及び求償権保全等のための協力費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

横浜市港北区新横浜二丁目3番地1
 新横浜フジビューホテル 東館2階 芙蓉の間
 電話 (045) 473-0021 (代表)



●交通の便

- ◆ JR新横浜駅北口 } 下車徒歩2分
- 市営地下鉄ブルーライン新横浜駅5番出口 } (日産スタジアム方面)
- ◆ 第三京浜港北I.C. より車で約20分

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、ご入場を制限させていただくなど感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。